

2013年2月1日

原発「新安全基準」の検討について[声明]

原子力規制を監視する市民の会

原子力規制委員会は、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」等において、原発「新安全基準」の策定作業を急いでおり、昨日には骨子案を固めた。来週にも2週間という非常に短い期限のパブリックコメント実施が予定されている。

「新安全基準」は、原発再稼働の前提となるものであり、住民や一般市民の命や生活に関わる非常に重要なものだ。しかし、利益相反が問題となっている学者や原子力関係者の非常に限られた数人の間だけで検討され、しかも議論が煮えきらないうちに議事を次々と進め、結論を急いでいる。「本来5年はかかる」(更田委員)ものをほんの数ヶ月の検討で骨子案をまとめるという強行スケジュールだ。骨子を急ぐのは、電力会社が改造工事にとりかかれるようにする措置ともいわれる。現に東電などは、柏崎刈羽原発において、フィルタ付ベントの工事を進めている。

検討の過程で批判的な専門家は排除されており、住民や福島原発の被災者からのヒアリングもない。その一方で、電力会社からのヒアリングだけは実施し、実質的な事前審査の場となった。問題が配られる前に、答え合わせするというサービスぶりだ。このような検討のやり方は直ちに改めるべきだ。また、私たちが住民への説明会を求めると、原子力規制庁から、議員には説明するが市民に説明するつもりはない旨の回答があった。許されざる姿勢だ。原子力規制委員会・規制庁は説明責任すら果たしていない。

骨子案の中身についても問題だらけだ、福島原発事故の検証が不十分な状況で、設計には手をつけず、シビアアクシデントに対しては、移動式(可搬式)の施設による対応で再稼働を許すなど、大飯原発の再稼働のときと同様に、時間のかかる方策を後回しとし、電力会社に都合がいいものとなっている。

福島原発事故における格納容器の破損状況が不明な状況で、特に沸騰水型原子炉の格納容器について、容量、強度が小さい、圧力抑制プールの容量が小さいなど、事故以前から指摘されていた設計上の構造的欠陥について、検討の対象にすらしていない。

特定安全施設については、航空機テロ対策とされ、肝心の地震・津波への対応は、目的から外された。事故時にすぐに必要な高圧注水系はなし、耐震も本体並みということになってしまった。原子炉本体から100メートル以上離すことにより、配管が長くなり、地震・津波時には全く使えないおそれもある。しかもこの施設の設置は後々でよいという。福島原発事故の教訓はどこへいったのか。

地震・津波は原則可搬施設で対応するというが、可搬式の冷却装置などは接続に10時間もかかり、役に立たないことは、ヒアリングの際に電力会社自身が吐露している。委員からも何度も指摘があったが無視されている。

フィルタ付ベントについて、電力会社はベントの効果を強調する。ベントは圧力、熱、水素を逃がす上で都合のいい装置かもしれない。しかし、本来穴があってはならない格納容器にわざわざ穴を開けるもので、フィルターをつけたところで、放射能の大量は避けられないものだ。設置したとしても、これに期待するような対策であってはならない。

新安全基準については、以下に具体的に挙げるように、その検討のあり方についても中身についても問題があり、検討を一からやり直すべきである。

1. 検討の進め方があまりに拙速である。一旦検討を止め、検討状況や論点について説

明の場をもち、時間をかけて広く専門家および国民の意見を聞く機会を設けて検討すべきである。

2. 利益相反が問題となっている専門家を外部有識者から解任すべきである。 検討チームのほぼ全員を原子力関係者と利益相反が問題となる専門家で占めているという状況は問題があることから、構成メンバーを見直すべきである。
3. 新安全基準の検討の前提となる福島原発事故の検証が不十分であることから、基準の策定よりも、地震による影響、溶融燃料の状況、格納容器破損の状況などを把握し、事故の全容を解明することを優先すべきである。
4. 格納容器の大きさや強度、圧力抑制プールの容量などについて、設計変更の必要性についても検討すべきである。
5. 従来の設計事象だけでなく、シビアアクシデントについても、設計事象に含め、設計基準として対処すべきである。
6. 可搬施設は、接続に時間がかかる、地盤の変形により移動ができなくなる可能性がある、地震や高線量下で作業が困難となる可能性がある等の問題があることから、代替設備については恒久施設を必須とし、更に信頼性を向上させるために可搬施設を要求すべきである。
7. フィルタ付ベントについて、これの使用は放射能の大量放出を伴うことから、これを使わないことを前提に事故対応をさせるべきである。
8. 特定安全施設については、地震・津波への対応について検討し直すべきである。 耐震性が本体施設と同等では意味がない。
9. 福島原発事故レベルの事故だけではなく、それを超える事故についても想定すべきである。 シビアアクシデントの六重大事故について、全電源喪失下での冷却剤喪失事故など、同時に複数の事故が進行する可能性についても考慮すべきである。
10. 火災対策について、可燃性ケーブルの使用状況を確認し、使用の疑いがあれば直ちに運転を止めさせるべきである。
11. 多重性について、平成2年以前の炉に対して多重性の不備を容認する例外規定を外し、稼働中の大飯3・4号機については、直ちに対処させるべきである。
12. 外部電源の信頼性確保のため、変電所や送電線設備の耐震クラスをクラス1に引き上げ、変電所の耐震性や送電線鉄塔の地盤変形による倒壊の可能性についても確認すべきである。
13. 現行の指針の原則となっている単一故障の想定では不十分である。共通要因故障の想定を原則に対策をとらせるべきである。
14. 立地審査指針について、具体化した上で法制化を検討すべきである。 集団被ばく線量を放出放射能の総量で置き換えるようなことはやめるべきである。

連絡先 090-8116-7155 阪上（原子力規制を監視する市民の会）